(質問の

<u>二</u> 四 )

## 内閣衆質八四第二四号

昭和五十三年四月二十五日

内 閣 総理大臣 福 田 赳 夫

衆 議 院 議 長 保 利 茂 殿

衆議院議員 木原実君提出新東京国際空港公団の海岸法違反行為の疑義に関する再質問 に対

別紙答 弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 木 原 実 君 提 出 新 東 京 国 際 空 港 公 寸  $\mathcal{O}$ 海 岸 法 違 反 行 為  $\mathcal{O}$ 疑 義 に 関 す る 再 質

問に対する答弁書

一から四までについて

新 東 京 玉 [際空 港 公 団 (以下「公団」という。 が、 千葉市稲毛海岸地先における航空燃料 -パイプ

ラ 1 ン 0 設 置 工 事 に お *(* \ て、 バ ル ブ ボ ツ ク ス 0) 設 置  $\mathcal{O}$ た め、 護 岸  $\mathcal{O}$ 部 を撤 去 L て 当 該 部 分  $\mathcal{O}$ 

土 地 を 占 用 す る に 当 た り、 海 岸 法 第 八 条  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 申 請 を 行 う 12 際 L 併 せ 7 同 法 第 七 条  $\mathcal{O}$ 許 口

 $\mathcal{O}$ 申 請 を 行 わ な か 0 た  $\mathcal{O}$ は 導 管 を 埋 設 す る 土 地 が 千 葉 県 開 発 庁 長  $\mathcal{O}$ 管 理 12 係 る t  $\mathcal{O}$ で あ 0 た

こと 等 に ょ り、 公 寸 に お 1 7 当 該 護 岸  $\mathcal{O}$ 敷 地 に 0 1 7 Ł 千 葉 県 開 発 庁 長 が そ  $\mathcal{O}$ 権 原 に 基 づ き 管

理す る Ł  $\mathcal{O}$ で あ る لح 錯 誤 L 7 1 た た 8 で あ る と 聞 1 7 1 る。

本 件 は、 工事 完 了 後約 五. 年 -を 経 過 L た 後に . 判 明 ĺ た ŧ 0 であ ŋ, 当 · 時、 当該護岸 0 部 撤 去

は、 当 該 護 岸 前 面 に お け る 埋  $\frac{1}{\sqrt{1}}$ て  $\mathcal{O}$ 進 5 ょ < 状 況 等 か 5 4 7 海 岸  $\mathcal{O}$ 保 全 上 さ ほ ど  $\mathcal{O}$ 支 障 を 生 ず

る ŧ  $\mathcal{O}$ で は な か 0 た لح 考 え 5 れ、 ま た、 同 法 第 八 条  $\mathcal{O}$ 許 可 に 付 さ れ た 条 件 12 基 づ き 工 事 完 了 後

海 岸管 理者 で あ る 千 葉 県 知 事 に 届 け 出 て 当 該 職 員  $\mathcal{O}$ 検 査 を受い け 7 ると 聞 7 て 1 る。

これ 5  $\mathcal{O}$ 事 情 か ら、 同 法第四 一 一 条及び第四 十三条  $\mathcal{O}$ 規定に よる刑 事 事 件 کے L 7  $\mathcal{O}$ 処 理 は な

されていないと聞いている。

公 団 は、 航 空 燃 料 パ イプラ イン 0) 設 置 工 事 に当 た ŋ 海 岸 法、 農 地 法 等 0 手 続 に 0 1 7 遺 漏 が

あ つ た こと に 関 L 監 督 官 庁 か 5 注 意 を受けたこと等 を  $\overline{+}$ 分 顧 慮 L て そ  $\mathcal{O}$ 後  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 遂 行 に 当

た 0 て は 法 令  $\mathcal{O}$ 遵 守 に 万 全 を 期 L 7 *(* \ るところであ り、 政 府 とし ても、 公 団 を 厳 に 指 導 監 督

していく所存である。

右答弁する。